

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 136,051円

2 賠償の相手方

所在地 *****

名称 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和2年8月4日午後0時40分頃

(2) 事故発生場所 千葉県白井市根713番地付近

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が国道の右折専用レーンに進入する際、後方から直進してきた相手方車両に接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両の助手席側後方側面の損傷

令和3年1月21日

ふじみ野市長 高 畑 博